

核燃料税の新設（更新）について

核燃料税新設(更新)の理由

北海道では、昭和63年(1988年)9月から核燃料税を創設し、防災対策、放射能監視・温排水影響調査、原子力発電に関する広報啓発、農業・漁業の振興等の生業安定対策、道路整備等の民生安定対策などの諸施策を積極的に推進し、これらの財政需要の財源の一部として充当してきました。

令和5年(2023年)8月31日に現行の核燃料税の課税期間が終了するに当たって、今後においても、依然として原子力発電所の立地に伴う多額の財政需要があることから、これらの財政需要を賄う財源を確保するため、核燃料税条例を更新し、核燃料税の課税を継続することとしました。

核燃料税新設(更新)の概要

課税客体	1. 価額割:発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割:発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	1. 価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割:発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者(北海道電力株式会社)
税率	1. 価額割:100分の8.5 2. 出力割:37,750円/千kW/課税期間(3ヶ月) (価額割に換算して8.5%相当)
収入見込額	5年間の税収見込は約90億円(価額割45億円、出力割45億円)
課税を行う期間	令和5年(2023年)9月1日～令和10年(2028年)8月31日

新設(更新)までの主な経過

令和4年(2022年)12月15日	令和4年第4回北海道議会定例会において条例案可決
令和4年(2022年)12月27日	北海道核燃料税条例公布
令和5年(2023年)1月24日	総務大臣へ核燃料税新設(更新)協議書提出
令和5年(2023年)3月17日	総務大臣の同意
令和5年(2023年)9月1日	核燃料税条例施行